

写

議案第二百二十八号

育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正について

次のおり育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年十二月二十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年豫算廿六日 原案可決

三朝町議會議長牧田 積

三朝町条例第

号

育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業に係る給与等に関する条例（昭和五十一年三朝町条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の四項を加える。

- 2 当分の間、育児休業の許可を受けた職員には、育児休業の期間中、育児休業給を支給する。
- 3 育児休業給の月額は、給料の月額に、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十四条第二項の規定に基づき定められた割合を乗じて得た額を合計した額とする。

4 附則第二項及び前項に定めるもののほか、育児休業給の支給に関し必要な事項は、町長が定める。

5 職員に育児休業給が支給される間、三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）第二条第一項中「及び特殊勤務手当」とあるのは、「・特殊勤務手当及び

再行休業給しとする。

別

公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。